



司法書士・行政書士
 後藤 毅俊
 電話：2-2258
 E-mail：mrtk3776_japam@yahoo.co.jp

司法書士・行政書士 後藤毅俊（以下、省略）／相続登記申請の義務化が、令和6年4月1日より施行されました。

相続登記とは、不動産の所有者が死亡することによって、新たに所有者になった人の氏名・住所・持ち分を新たに登記することをいいます。

相続登記の義務化



これまで相続登記は、義務ではありませんでしたので、長期間そのままにしている状態が珍しくありませんでした。そのようなことから所有者が特定できない空き家や空き地が増え、また、所有者が特定できないことから売買等ができず、公共事業等が滞るといった、大きな問題となっていました。このような事態を防止し、円滑に進めるため、所有者を明確にする相続登記が義務化となりました。

重要なポイント

今回の法改正での重要なポイントは、相続によって不動産を取得した相続人は「3年以内」に登記申請をすることが義務付けられたことです。

例えば、令和5年に相続登記手続をしていない場合、令和6年4月1日の施行日から、相続登記申請義務違反となるわけではなく、施行日から3年以内に相続登記を済ませれば良いということになります。

「令和6年4月1日」というワードで、令和6年4月1日までに申請をしていなければならぬとの誤解を招いているケースが多くありますが、3年以内に相続登記を済ませて

いれば、問題はありません。

しかし、これまで長期間、相続人等で遺産分割の話し合いをしていない場合は、3年以内に話をまとめることが難しいと思います。したがって、現在、相続が発生している場合は、今からでも遅くはないので、話し合いをすることをお勧めします。

そして、もう一つ留意してもらいたい点があります。それは売買・贈与等の名義変更登記のように、比較的早期には完了しないということですが、相続登記は、集める書類等が多く、手続終了までに時間を要します。相続関係が複雑になることも結構あり、大変だとは思いますが、早めに着手してください。

権利擁護セミナー開催

講師／司法書士・行政書士 後藤 毅俊氏
 テーマ／相続について
 日時／5月31日(金) 13:30～15:30
 会場／保健センター
 申込方法／電話または保健センター窓口にて5月20日までに申し込みください（定員30人）
 申込・問合先／社会福祉協議会 岩瀬谷 ☎ 2-2042

協和総業が逍遙公園花壇整備



4月16日、有限会社協和総業（武田英明代表取締役）は、地域貢献活動の一環として、従業員4人が逍遙公園花壇の土の入れ替え作業を行いました。

土を取り除いた後、4トントラック3台で19.5㎡の新たな土を入れ、バックホーと手作業で丁寧になりました。また、4月中に花壇の新たな看板も設置する予定です。

花壇には5月19日に商工会女性部がサルビアやマリーゴールドの花を植える予定です。花壇整備ありがとうございました。